

## 第16回浦安市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成19年12月21日(金) 10:00から14:00

2 開催場所 浦安市文化会館 中会議室

### 3 出席者

(市長)

浦安市長松崎秀樹

(委員)

阪本一郎会長、山崎次雄副会長、岡本善徳委員、辻田明委員、平野芳子委員、深作勇委員、斉藤千尋委員、染谷淑子委員、池田道夫委員、下原慶啓委員、田中勝委員、鹿野新一郎委員、戸倉恵美子委員、梅原祥子委員

(事務局)

都市整備部：部長藤澤 邦夫、参事中山 高樹、次長遠藤 徳男

都市政策課：課長伊藤 一雄

都市計画課：課長板橋純三郎、主幹尾頭弘之、主査市川達也、堀井達久

まちづくり事務所：所長早川 恵司、主査佐藤 秀明、坂本、山田

### 4 議題

(1) 浦安都市計画用途地域の変更について(諮問)

(2) 浦安都市計画高度地区の変更について(付議)

(3) 浦安都市計画地区計画(日の出、明海及び高洲地区地区計画)の変更について(付議)

(4) 浦安都市計画土地区画整理事業(堀江・猫実B地区)の決定について(付議)

(5) その他

### 5 議事の概要

(1) 浦安都市計画用途地域の変更について、(2) 浦安都市計画高度地区の変更について、(3) 浦安都市計画地区計画(日の出、明海及び高洲地区地区計画)の変更については、関連都市計画のため、一括審議を行い、具体的な開発に際しては、都市計画マスタープラン等の理念がよりよく反映されるよう、まちづくり方針を策定するなど土地利用の適切な誘導を図り、また、都市計画にかかわる主要な計画案については、その策定にあたってなお一層の市民参加が実現するよう付帯意見をつけて、全会一致をもって原案の内容について適当と認められた。

(4) 浦安都市計画土地区画整理事業(堀江・猫実B地区)の決定について、全会一致をもって原案の内容について適当と認められた。

(5) その他として、都市計画課より現在手続きを進めている「パークシティ舞浜地区計画」の内容について報告した。

## 6 会議経過

(1)、(2)及び(3)については、日の出、明海及び高洲地区における土地利用計画の変更に伴う都市計画の変更であり、(1)については、都市計画法第18条第1項に基づく意見照会、(2)、(3)については、同法第19条第1項に基づく審議であり、担当課より都市計画の案、策定までの経緯、上位計画との整合性及び土地利用に関するパブリックコメントの結果について説明がなされた。

※その後の審議の主な内容は、次のとおり。

(1)、(2)、(3)について

- 15回審議会での説明と今回の変更点（三番瀬側の橋梁部分について）の説明をした。
- 浦安の将来を考える住民が多く、まちづくりにあたっては一層の市民参加が必要である。
- 変更による人口フレームの増減はないこと、しかし二次開発による増加はありえることの説明。
- 千葉県埋立中止における変更なのだから、県と協議し三番瀬側に大きな公園を誘致して欲しかった。
- 低層住宅による変更は賛成である。
- 今後の未利用地については地区計画だけではなく、建築協定等も視野にいれ、開発していくことを説明した。
- 都市計画審議会では、あくまで土地利用の変更に伴う都市計画変更の審議であり土地利用変更については経緯経過を見ていただく事であり、今回の会議は用途地域、地区計画、高度地区の手続きが適正か、また、マスタープランに沿っているかを審議する場である。

◎諮問・付議事項については、全会一致をもって、原案の内容が適当であることを答申するが、まちづくりの具体的な内容については、まだ先ということであるので、それには住民意見を参考にしながら進めてもらいたい。また、今後の問題となると思うが、土地利用計画のように非常に大きなものについては、都市計画のルールを越えた協議を行ってもらいたい。このような趣旨の付帯意見（文案は会長、副会長に一任された）を付けることで了承された。

(4)について

- 事業時期、範囲、事業費等質疑に対し説明を行った。
- ◎ 付議事項については、全会一致をもって、原案の内容が適当であることを答申する。

問い合わせ先

都市整備部都市計画課都市計画班

電話 047-351-1111（内線）1958